

## 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の使用前確認変更申請等の実施について

2024 年 3 月 28 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、原子力規制庁による柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の使用前確認<sup>※1</sup>を受けるため、2020 年 11 月 6 日に使用前確認申請書を同委員会へ提出しました。

(2020 年 11 月 6 日お知らせ済み)

その後、工事の一部未完了を確認したことを受けて、その後の予定について見通しが立たなくなったことから、2021 年 2 月 26 日、原子力規制委員会に対して使用前確認の変更申請、あわせて同委員会と経済産業大臣へ使用前検査の変更申請を行いました。

(2021 年 2 月 26 日お知らせ済み)

今般、安全対策工事と燃料装荷前の使用前事業者検査<sup>※2</sup>が一巡し、最終確認も整ったことから、プラントの健全性確認を進めるため、使用前事業者検査に係る工事の工程、期日を見直した使用前確認変更申請書を、同委員会へ提出しました<sup>※3</sup>。

あわせて、使用前検査変更申請書を同委員会と経済産業大臣へ提出しております<sup>※4</sup>。

当社は、原子力規制庁による使用前確認に真摯かつ丁寧に対応するとともに、今後、原子力規制委員会からの試験使用承認が得られた際には、燃料装荷を行い、燃料装荷後の使用前事業者検査を含む設備の健全性確認を進めてまいります。

## 【添付資料】使用前事業者検査に係る工事の工程について

- ※1 検査官が、申請以前の原子力規制検査による確認結果も含め、使用前事業者検査の一連の活動を記録等により確認するもの。
- ※2 実際の設備が、設計及び工事の計画（基本設計方針含む）及び技術基準規則に対して適合していることを確認するために、当社が自ら検査要領書を定め実施する検査。
- ※3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 11 第 3 項に基づいて申請するもの。
- ※4 原子力発電工作物の保安に関する命令第 19 条第 3 項に基づいて申請するもの。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

## 【添付資料】 使用前事業者検査に係る工事の工程について

- 2021年2月に各工事の工程を「未定」に変更していた使用前確認変更申請について、安全対策工事と燃料装荷前の使用前事業者検査が一巡し、最終確認も整ったことから、プラントの健全性確認を進めるため、燃料装荷開始予定日を記載
- 現時点で、それ以降の工程は見通しが立っていないため、具体的な予定日は未定として記載

変更後の工程(使用前確認変更申請書の添付書類から抜粋)

項目	2020年			2024年			未定
	11	12	...	3	4	5	
発電用原子炉施設に係るもの	工事期間						
原子炉本体	←-----→						
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	←-----→						
原子炉冷却系統施設	←-----→						
計測制御系統施設	←-----→						
放射性廃棄物の廃棄施設	←-----→						
放射線管理施設	←-----→						
原子炉格納施設	←-----→						
その他発電用原子炉の附属施設	←-----→						
非常用電源設備	←-----→						
常用電源設備	←-----→						
火災防護設備	←-----→						
浸水防護施設	←-----→						
補機駆動用燃料設備	←-----→						
非常用取水設備	←-----→						
緊急時対策所	←-----→						
	←-----→						

変更点：燃料装荷開始予定日を記載  
未定 → 2024.4.15

※表2-7：設備の機能・性能を確認するための検査（燃料装荷前までに実施）

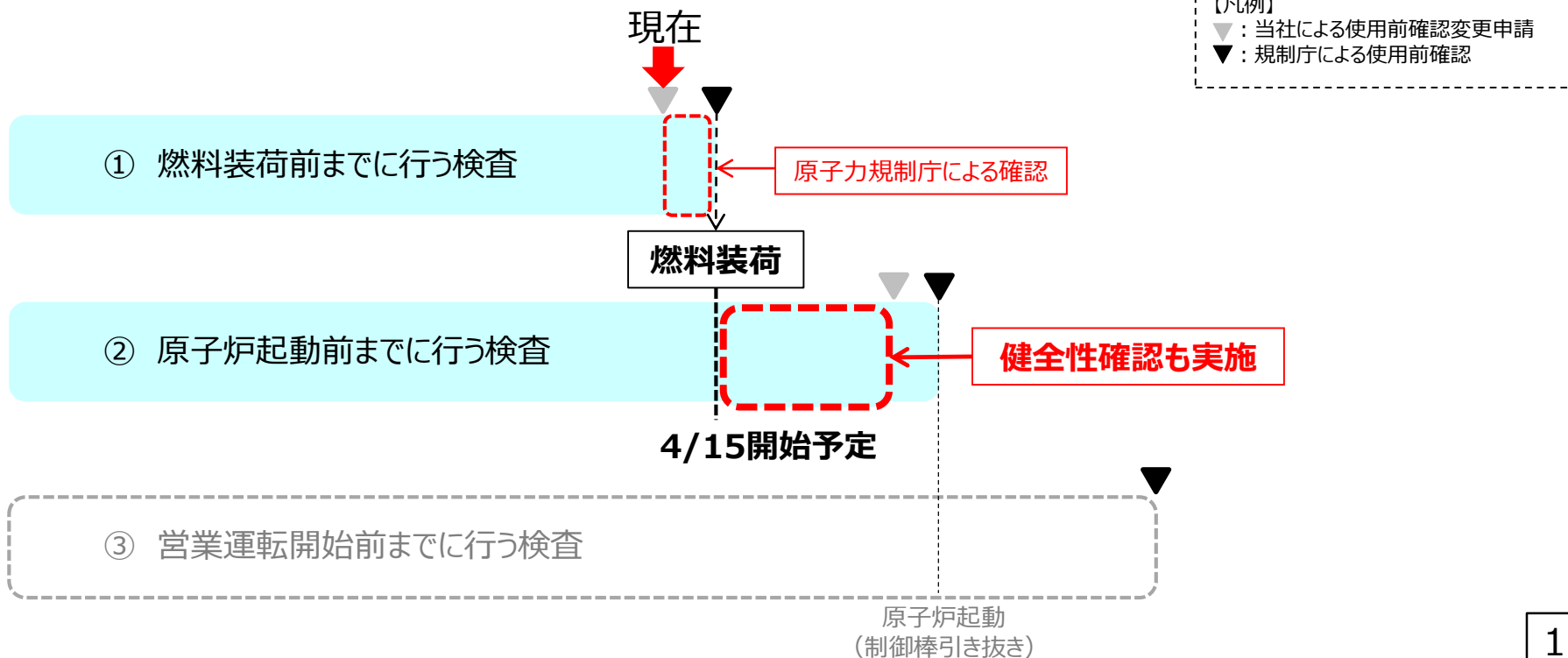
※表2-8：燃料装荷後から原子炉起動までの期間に設備の機能・性能を確認するための検査（制御棒の駆動機構の検査など）

※検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

## 7号機の使用前確認変更申請後の対応について

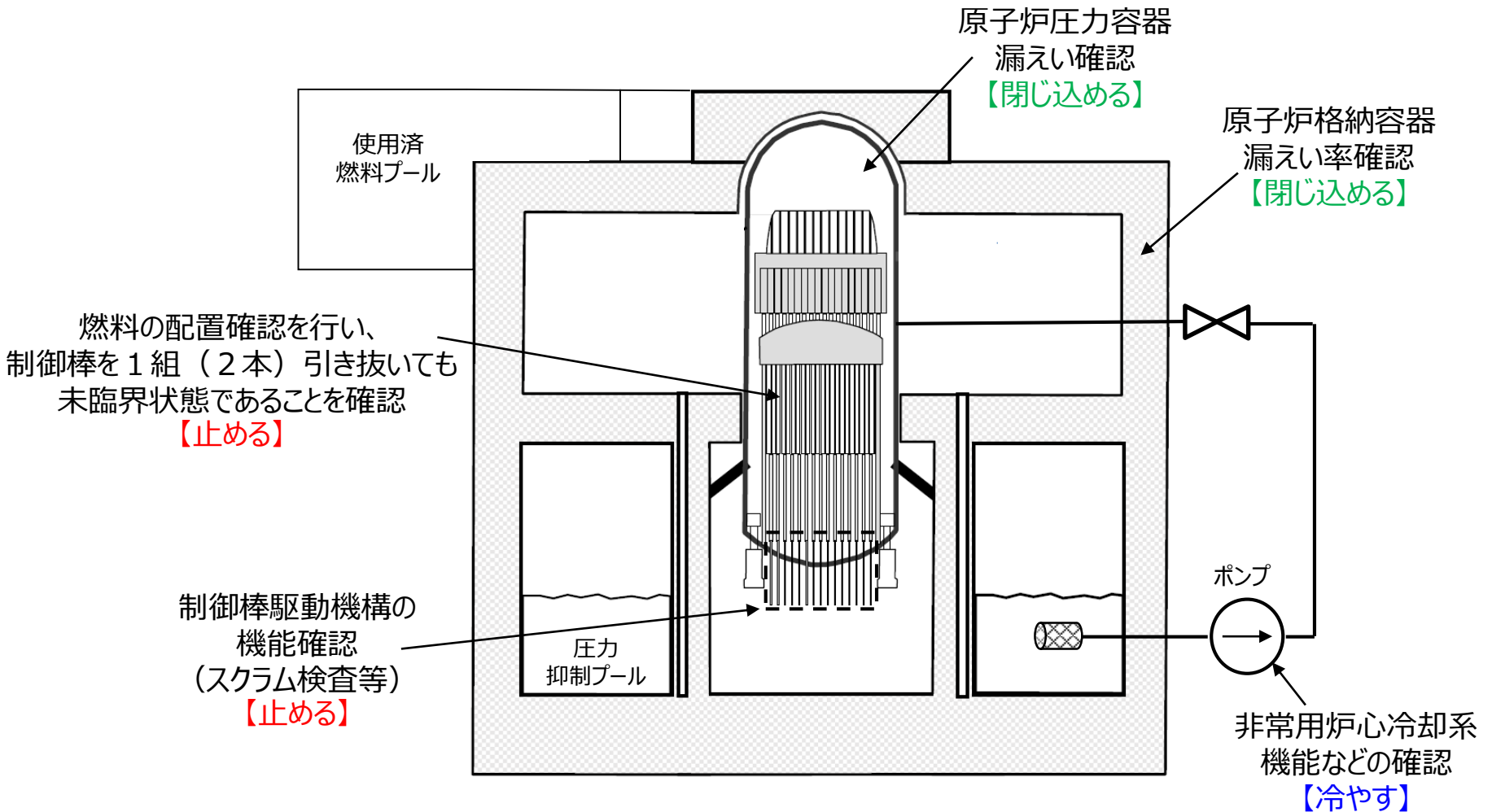
- 燃料装荷前の使用前事業者検査が一巡し、最終確認も整ったことから、プラントの健全性確認を進めるため、本日、原子力規制庁への使用前確認変更申請を実施（4月15日を燃料装荷開始予定日として記載）
- 申請内容や使用前事業者検査の結果について、原子力規制庁の確認が得られた際は、燃料装荷を行い、原子炉圧力容器等からの漏えいが無いか、制御棒を正常に挿入出来るか等について確認していく。  
なお、燃料装荷を行うにあたっては、新規制基準に基づいた保安規定の適用に伴い、宿直体制は現在の8名から緊急時の現場対応要員も含めた51名体制に変更となり、即応体制を強化
- 燃料装荷や健全性確認を進める中で気付きがあれば立ち止まって、一つひとつ確実に対応していく。  
また、これらの進捗状況は適宜、地域の皆さまにもお伝えしていく

### ＜使用前事業者検査と使用前確認変更申請＞



# 燃料装荷後の主な健全性確認

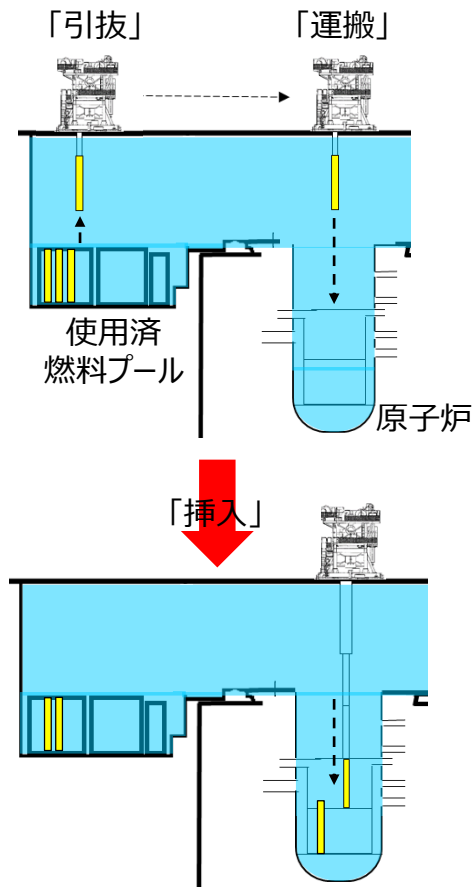
- 燃料装荷後、原子炉の蓋を閉め、密閉のうえ、主に「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能の健全性確認を順次実施予定



# (参考) 燃料装荷について (1)

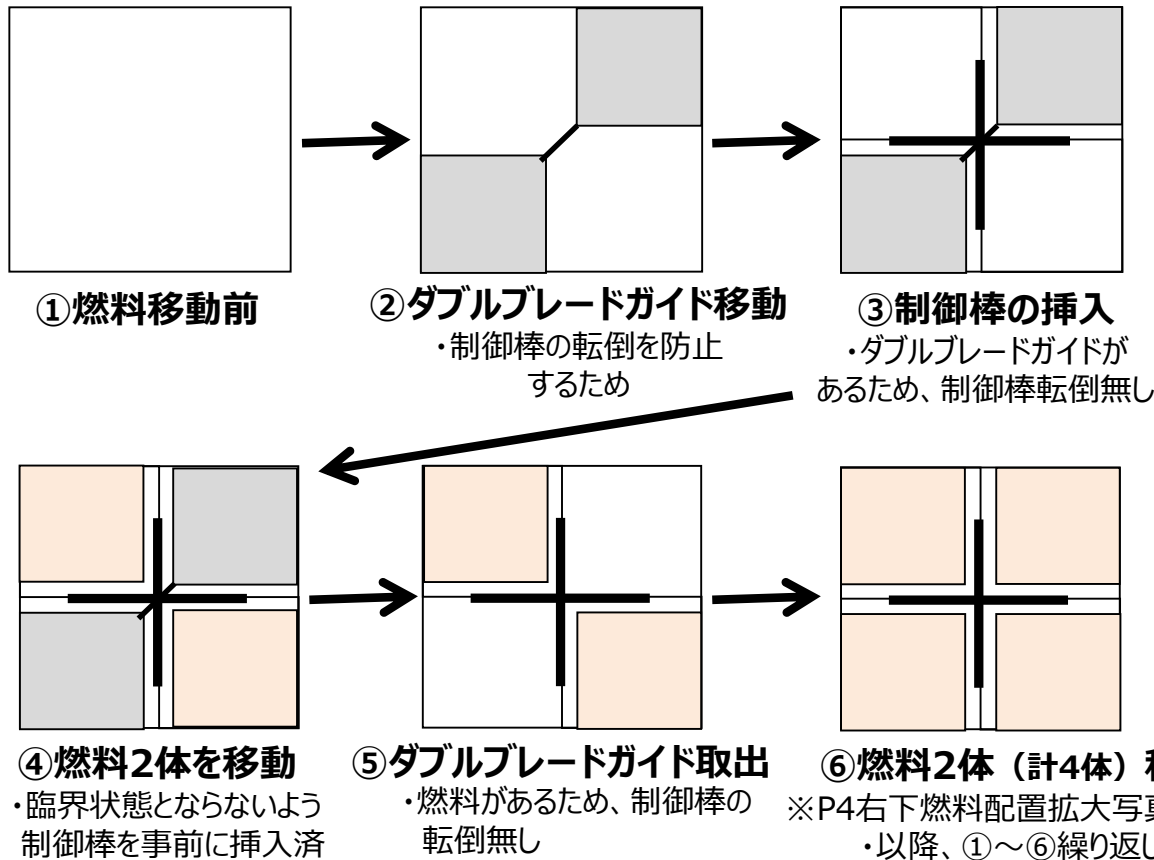
- 燃料取替機を用いて燃料872体を使用済燃料プールから原子炉の中に移動
- これまで同様、燃料移動の際は、燃料からの放射線を水によって遮蔽したうえで、臨界状態にならないように対応するため、水中かつ原子炉内に制御棒をあらかじめ挿入した状態で行う
- 燃料移動中、仮に燃料取替機が停止したとしても、燃料を把持しつづける機能を有している

※臨界状態：核分裂の連鎖反応（連続的に核分裂が続いていくこと）が自発的に続いている状態



・水中作業のため、燃料からの放射線は水によって遮蔽

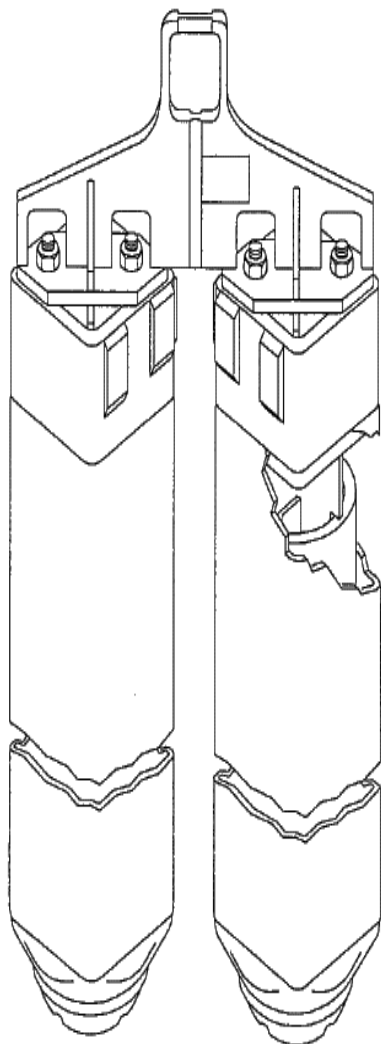
## 【燃料移動工程を上から見た場合】（原子炉内に4体分燃料を収める区画）



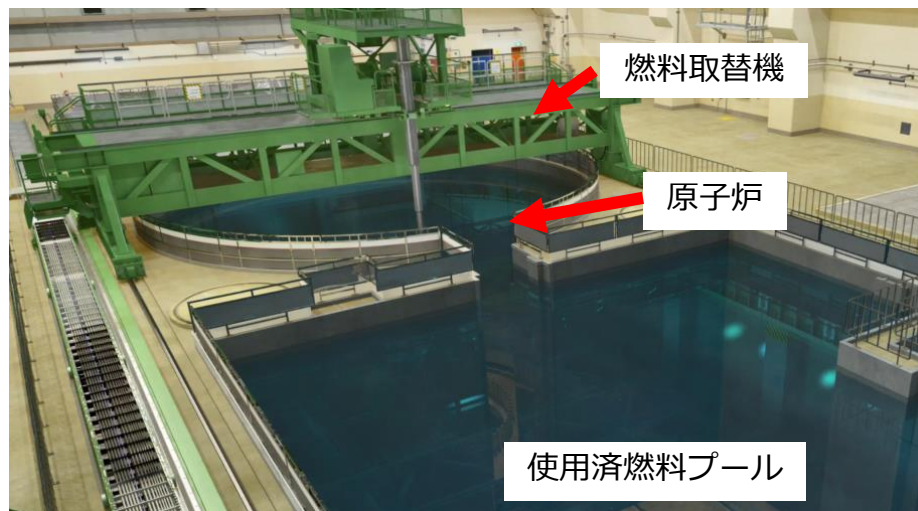


# (参考) 燃料装荷について (2)

<ダブルブレードガイドイメージ>



<燃料取替機で燃料を運搬しているイメージ>



<原子炉内に燃料を移動させるイメージ>

